

報第40号

専決処分報告について

(公売落札物品の破損による和解及び損害賠償額の決定
について)

公売落札物品の破損による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年(2025年)9月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 19 号

公売落札物品の破損による和解及び損害賠償額の決定について

公売落札物品の破損に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年（2025 年）7 月 28 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方が公売で落札した物品の被害総額（690 円）のうち、100 パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 690